

旭川医科大学臨床検査受託規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭医大達第104号  
令和6年8月16日

旭川医科大学臨床検査受託規程の一部を改正する規程

旭川医科大学臨床検査受託規程（平成16年旭医大達第54号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(検査料)</p> <p>第5条 検査料は、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成26年厚生労働省告示第57号）の別表第1診療報酬点数表及び別表第2歯科診療報酬点数表により算定した額に消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）により定められた税率を乗じて得た額（1円未満の端数が生じる場合にはその端数を四捨五入する。）とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、病院病理部で実施する病理組織標本作製（1臓器につき）にかかる検査料については、別表のとおりとする。</p> <p>3 <u>前2項の規定にかかわらず、契約等により検査料を別に定める場合がある。</u>（新設）</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和6年8月16日から施行し、改正後の第5条第3項の</u></p>	<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(検査料)</p> <p>第5条 検査料は、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成26年厚生労働省告示第57号）の別表第1診療報酬点数表及び別表第2歯科診療報酬点数表により算定した額に消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）により定められた税率を乗じて得た額（1円未満の端数が生じる場合にはその端数を四捨五入する。）とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、病院病理部で実施する病理組織標本作製（1臓器につき）にかかる検査料については、別表のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>

規定については、令和6年4月1日から適用する。

(略)

**【改正理由】**

契約等により検査料の設定が可能となるよう、所要の改正を行うもの。

(略)